報告第21号

委任専決処分をしたものについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成30年12月５日提出

養父市長　　広　瀬　　栄

専決番号	専決年月日	専決事項	内　容　等
第17号	平成30年11月７日	訴えの提起について	１　事件番号 平成30年（ハ）[redacted] ２　事件名 養父市ケーブルテレビジョン利用料請求事件 ３　被告 [redacted] ４　請求の趣旨 (1) 被告は原告に対し、27,000円を支払え。 (2) 訴訟費用は被告の負担とする。